# 令和6年度事業計画書(案)

## 第1章 はじめに

少子高齢化の進行や、新型コロナウイルス感染症の影響などから、近隣同士での助け合いや支え合いが少なくなり、地域社会のつながりも変容していく状況から、生活課題は多様化、複雑化しています。このような中で、今後も地域福祉を推進していくためには、複雑化した生活課題を様々な分野の組織が協働関係を構築して解決していくことが必要とされており、その中でも、中核的役割を担っている社会福祉協議会といたしましては、引き続き、地域支え合いの仕組づくりを進めるとともに、地域住民が自らの意思で地域福祉活動に参加できるような、住民と一体となった取り組みをより一層促進してまいります。

また、今後は、新型コロナウイルス発生前と同様にボランティア活動や地域活動が再開されていく事を見据え、地域の方々との連携を図りながら、社会状況の変化に的確に対応した事業を展開し、住みよい地域づくりを支援してまいります。

介護事業においては、令和6年3月末をもって、栗沢デイサービスセンターの管理運営終了により通所介護事業を廃止いたしますが、今後も高齢者や障がい者に係る取り組みの中で社会福祉協議会の果たすべき役割を見極めながら事業を進めてまいります。

財政状況においては、会費や寄付金、共同募金の配分金等の収入が減少傾向にあることや、介護保険事業の収支悪化が法人全体の財政を圧迫するなど、厳しい経営状況が続いていることから、更なる業務の効率化やコスト削減を進め安定的な自主財源の確保のため、令和2年度に策定した経営改善計画に沿って、引き続き、各事業の見直しを行いながら経営の健全化に努めてまいります。

# 第2章 事業推進方針

当会の基本理念である「支え合い ともに生きる 住みよい地域づくり」の推進に向け、次の3点を重点事項に掲げ、地域福祉のさらなる向上と充実を図り、住み慣れたところで誰もが安全で安心して幸せに暮らせる地域づくりを目指します。

重点事項1 第2期地域福祉活動計画の策定

重点事項2 運営基盤の強化と財源確保

重点事項3 福祉サービス事業の推進及び経営の健全化

## 第3章 事業推進項目

## 1 地域福祉の推進

社会情勢の変化や福祉ニーズが多様化・複雑化するなか、課題解決に向け、行政と連携しながら、地域住民、ボランティア、福祉団体等との協働のもと、住民主体の福祉活動の取り組みをより一層推進し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる共生社会の実現のため、第2期地域福祉活動計画の策定に取り組みます。

また、昨今から続く物価高騰等の影響により、生活困窮者からの相談が増加するなか、自立支援機関等と連携しながら、食料等の現物給付や必要な生活資金の貸付など制度の狭間への対応を行い、生活困窮者の生活安定・自立に向けた支援に努めます。

さらに、地域福祉事業の長期的かつ効果的な事業の実施に向け、法人経営検討委員会において引き続き事業の見直しを図りながら、各関係機関と協議を進め、地域の実情に応じた事業展開を進めていきます。

# (1) 第2期地域福祉活動計画の策定【重点】

第2期岩見沢市地域福祉計画と整合性を図りながら、様々な福祉課題に対応する ための今後の活動方針と、住民、行政、ボランティア、福祉団体等との協働のもと に実践する具体的な活動計画の策定に取り組みます。

## (2) 地域住民の声を反映できる課題把握と情報共有

地域住民の声を聴くことにより、公的な福祉サービスでは対応できない課題や本人の生活課題等の情報を共有し、地域に潜在化するニーズ把握に努め、課題解決に向けた情報提供や事業展開につなげます。

#### ① 地域福祉懇談会の開催

地域に出向いて懇談会を開催し、情報提供や情報交換を行い、地域生活課題の把握に努めるとともに、社協の活動について理解を深めていただくよう取り組みます。

### ② 実施事業からのニーズ調査

実施事業や講座ごとにアンケート調査を実施し、ニーズに沿った事業展開をするとともに講座内容の充実を図ります。

# (3) 相談支援体制の充実

市民の日常生活上の様々な困りごとの相談に応じ、解決に向けた適切な助言・援助や関係機関等と連携した相談支援体制の充実に努めます。

# ① 各関係機関等との連携強化

あらゆる生活相談に対応するため、各関係機関、行政等と連携強化を図ります。

#### ② 民生委員児童委員との連携

地域住民の身近な相談相手である、民生委員児童委員との連携をより一層深め、地域における相談支援の促進を図ります。

#### ③ 事業部門相互の連携と相談支援の充実

社協の特性を生かし、制度・事業・分野を問わず多様な生活課題に対応するため、社協内の事業部門相互の連携を強化し相談支援の充実に努めます。

## (4) 地域住民と共に進める支え合い活動や交流活動の促進

身近な地域でのつながりや絆を深め、誰もが安心して暮らすことができるよう、 地域住民が主体となった支え合い活動や交流活動の促進を図ります。

### ① 小地域福祉ネットワーク活動事業

地域住民による見守りや安否確認活動及び身辺の世話など、地域における支え合い活動を支援します。

### ② 町会等除雪ボランティア支援事業

自力で除雪が困難な高齢者や障がい者等の日常生活の安全確保のため、地域のボランティアによる除雪活動に対して活動費の支援を行います。

#### ③ 除雪ボランティア派遣事業

自力で除雪が困難かつ家族や親類等からの協力が得られない要援護者世帯にボランティアを派遣し、除雪支援を行います。

#### 4) 地域ふれあいサロン事業

高齢者や障がい者、子育で中の親子など、外出機会の少ない方々の閉じこもり 予防や仲間づくり、生活課題の把握等を目的に、世代を超えた誰もが参加できる 地域交流活動の普及に努めます。

#### ア 地域ふれあいサロン活動支援

サロン立ち上げに必要な費用及び当面の運営費に対する助成を行い、地域住民が主体となって活動・運営することができるよう支援します。

#### イ 出張ふれあいサロンの開催

ふれあいサロン未設置地区へ社協職員が出向き、サロン活動の取組を実際に体験してもらうことで、サロン活動の効果や必要性の理解を深めながら、新規ふれあいサロンの設立を推進します。

#### ウ サロン活動者研修交流会の開催

サロン活動に関する講話や演習、情報交換などを通して、サロン活動内容の充 実と実践者同士のネットワークの構築を図ります。

#### ⑤ レクリエーション用具貸出事業

町会・自治会、ボランティア団体、地域ふれあいサロン等、地域福祉の向上に 取り組む団体に対し、レクリエーション用具を貸出し地域交流の促進を図ります。

#### ⑥ 福祉団体等の活動支援

障がい者等の福祉団体へ活動費助成を行い、団体の使命や特徴を活かした活動を支援します。

#### ⑦ 高齢者趣味と教養・健康増進支援事業

岩見沢市老人クラブ連合会が主催する各種事業に対して助成を行い、高齢者が個々の技能や趣味を活かした社会参加活動を通じて、仲間づくりや生きがいの場づくりができるよう支援します。

#### ※廃止事業

・やさしい在宅介護講習会

## (5) 地域福祉への理解促進

福祉に対する幅広い知識と地域住民の主体的な取り組みへの意識の向上を図り、地域福祉活動への参加と拡充を図ることを目的としたセミナー等を開催します。

## ① 地域福祉活動推進セミナーの開催【隔年開催】

地域を取り巻く生活課題・福祉課題の現状や課題解決に向けた取り組みについて理解を深めるとともに、地域住民同士のつながりや支え合い活動の推進を目的に開催します。

#### ② 地域福祉出前講座

町会・自治会をはじめとする福祉団体等からの要望に沿って、当会職員等が講師となり講座を開催し、社協事業及び福祉に対する理解促進を図ります。

### ③ 社会福祉功労者表彰の実施及び推薦

#### ア 社会福祉功労者表彰

地域福祉活動及びボランティア活動に永年にわたり功労のあった個人・団体や、 当会に多額の寄付をされた方及び市内の社会福祉法人・施設において永年にわた り勤務している方に対して、その功績を讃え、功労者表彰を実施します。

#### イ 他団体等で実施の表彰への推薦

活動を通じて社会福祉の増進に寄与している社会福祉関係者及び団体を、その 功績に基づき岩見沢市福祉活動功労者表彰をはじめ、北海道社会福祉協議会会長表 彰・全国社会福祉協議会会長表彰・北海道知事表彰などへ推薦を行います。

## (6) ボランティアセンターの機能充実

ボランティア活動に関する情報の収集と発信、ボランティア相談に対するコーディネート機能の強化を図るため、引き続き、ボランティアセンタースタッフの募集を行うとともに、各種研修事業への参加や関係機関・団体と連携を図り、ボランティアセンターの機能充実に努めます。

## ① ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動に関する相談、コーディネート、啓発、情報提供等を行い、 ボランティア活動の推進を図ります。

また、ボランティアセンターの適正かつ円滑な運営を行うため、運営委員会・ 運営部会を開催し、各関係機関等との連携を図り、ボランティアセンター機能の 充実に努めます。

#### ② 広報紙「おもいあい」の発行

ボランティア活動に関する市民の理解と関心を深めるため、ボランティア活動の紹介や活動状況について情報発信を行い、ボランティア活動への参加促進を図ります。

#### ③ 各種研修事業への参加促進

全道及び空知地区で開催される、ボランティア活動に関する研修会や交流会に 積極的に参加できるよう費用の一部を支援し、ボランティアによる研究討議や交 流などを通じて、ボランティア活動の推進を図ります。

## (7) 地域を支えるボランティアの育成

ボランティア活動の担い手不足が進むなか、各種ボランティア養成講座などを通して、福祉への関心と理解を深め、地域福祉活動やボランティア活動を担う市民の育成・確保に努めます。

### ① 各種ボランティア養成講座の開催

ボランティア活動に興味のある方を対象とした入門講座や専門分野のボランティアを養成する講座等を開催するとともに、ボランティア団体等を紹介し、ボランティア活動のきっかけづくりを行い、新たなボランティア人材の発掘と育成に努めます。

#### 【主な講座】

- ・手話奉仕員養成講座(入門編・基礎編)
- ・視覚障がい者支援講習会「音訳ボランティア講座」
- 精神保健ボランティア講座
- ・ 傾聴ボランティア講座
- ・ボランティア体験講座

#### ② ボランティア活動者研修会・交流会の開催

ボランティアセンター登録団体及び個人活動者のスキルアップを目的とした研修会を開催するほか、活動者同士による情報交換、交流を通して、ボランティア活動者のネットワークづくりを進めます。

#### ③ ボランティアの活動支援事業

ボランティア活動保険料の助成及びボランティア団体への活動費支援、ボランティアに関する情報提供を行い、活動の促進を図ります。

## (8) 将来を見据えた福祉教育の推進

次世代を担う子どもたちの福祉・ボランティアに対する関心と理解を深めるため、 学校や教育委員会、福祉関係者と連携を図りながら、様々な福祉体験やボランティ ア活動などの福祉教育の取り組みを推進します。

#### ① 学童・生徒のボランティア活動普及事業

学童・生徒の社会福祉への関心と理解を深め、実践活動によりボランティアの心と社会連携の精神を養うことを目的に、各学校における福祉教育のボランティア活動を支援します。

#### ② 児童・生徒のボランティア体験研修会の開催

児童・生徒を対象に、福祉やボランティア活動の理解を深めることを目的に、様々な体験研修会を開催します。

#### ③ 指定地域福祉教育セミナーの開催

福祉教育に関する今後の在り方や方向性等について研修・協議を行い、福祉教育の充実を図ることを目的に、教育関係者向けのセミナーを開催します。

### ④ 地域福祉教育推進事業

地域や学校からの福祉学習の協力要請に応じ、障がい当事者及びボランティア を講師として派遣し、効果的な福祉学習を実施することで、障がいやボランティ アに対する理解を深めるとともにノーマライゼーション理念の普及に努めます。

## (9) 地域における権利擁護の推進

高齢や障がい等により様々な生活上の課題を抱える方々が、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、地域の身近な窓口として市民の相談に応じるとともに、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用支援を一体的に行い、支援を必要とする方の生活状況や判断能力に応じた切れ目のない包括的かつ継続的な支援を展開します。

また、関係機関、専門職、家庭裁判所等との連携を強化し、地域における権利擁護支援体制の構築を進めます。

#### ① 日常生活自立支援事業(北海道社会福祉協議会受託事業)

判断能力に課題があり、日常生活に不安のある方に対して、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を行い、自立した地域生活を送ることができるよう支援します。

また、本事業の担い手である生活支援員の確保に取り組むとともに、資質向上を図るための研修交流会を開催します。

#### ② 成年後見支援センター事業 (岩見沢市受託事業)

権利擁護全般に関する相談支援や成年後見制度の申立手続支援を行うとともに、 市民後見人の活動支援として法人後見事業を実施し、法人後見支援員(市民後見 人)と協働し、成年被後見人等に寄り添い、身上保護及び財産管理を適切に行い ます

成年後見制度の普及啓発として、市民向け講演会や出前講座に取り組むとともに、市民後見人の養成に積極的に取り組み、担い手の確保に努めます。

市民後見人の意欲と支援能力の向上を図るため、研修会を継続的に開催するとともに、市民後見人の自主活動グループ「岩見沢市民後見人の会」の活動を支援します。

# (10) 生活困窮者等への支援

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯等を対象に、民生委員児童委員等と連携 し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進 に努めます。

また、生活困窮が想定される世帯に対して、岩見沢市をはじめ、岩見沢市生活サポートセンターりんく及びハローワーク等と連携しながら、必要な支援に繋げ、生活の安定・自立に向けた支援を行います。

### ① 生活福祉資金貸付事業(北海道社会福祉協議会受託事業)

他の貸付を受けることができない、低所得者や障がい者、高齢者の世帯に対し、 生活の安定を図るため、資金の貸付を行います。

また、北海道社会福祉協議会と連携し、滞納世帯の調査・指導及び特例貸付借 受人に対する、償還猶予や償還免除等の債権管理業務を行います。

# ② 特別生活資金貸付事業(北海道社会福祉協議会受託事業)

冬期間も安心して生活するために、燃料費等の貸付を行います。

### ③ 愛情銀行緊急生活費交付事業

緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった世帯に対し、生活の安定と福祉の 向上を図るため、当会独自の交付(貸付)支援を行います。

#### ④ 安心サポート事業

生活困窮者の自立に繋げていくことを目的に、相談支援による各種制度への移行や、制度の狭間となっている緊急性の高いケースについて食材などの現物給付による支援を行います。

#### ⑤ 法外援護事業

生活保護申請から決定までの生活つなぎ資金の貸付及び金銭不所持者等の送還 旅費を岩見沢市福祉事務所を通じて交付します。

## (11) 災害ボランティアセンターの組織整備

災害時に迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、岩見沢市や北海道 社会福祉協議会、関係機関、ボランティア等と連携し、災害ボランティア活動の円 滑な実施に向けた組織体制の整備を行います。

#### ① 災害ボランティアセンター体制の整備

災害ボランティアセンターを迅速かつ円滑に立ち上げるため、設置運営訓練を行うとともに、多様な主体(災害支援ボランティア団体等)との連携・協働体制の構築に努めます。

② 災害ボランティアセンター研修会の開催【災害 VC 設置運営訓練と同時開催】 住民への防災・減災意識を啓発し、災害時のボランティア活動や災害ボランティアセンターの運営支援を行う人材養成を目的に研修会を開催します。

# (12) 共同募金運動への協力

共同募金は、地域福祉事業や市内の福祉施設、福祉団体など、様々な活動や運営を支える貴重な財源として活用されていることから、今後とも岩見沢市共同募金委員会事務局として北海道共同募金会と連携しながら「自分の町を良くするしくみ」である共同募金運動の推進に取り組みます。

## (13) 行政や関係機関・団体との連携

地域における多様な生活課題や福祉ニーズに応えるため、行政や関係機関等と積極的に意見交換や情報の共有を行い、より一層連携を図り、地域福祉の推進に取り組みます。

# 2 運営基盤の強化と財源確保【重点】

会費や寄付金、共同募金の配分金が減少傾向をたどっており、事業運営においても 財源不足が生じているため、更なる業務の効率化やコスト削減を行うとともに、安定 的な自主財源の確保に向け商工会議所や商工会の協力と広報紙、ホームページ、イメ ージキャラクターの効果的な活用により、社協の活動への理解を深め会員の拡大を図 ります。

また、経営改善計画に沿って業務全般にわたっての総合的な見直しを引き続き行うとともに、一層の組織体制の強化と今後の事業展開の中期的な目標・方針を明確にし、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立に向け、第3期発展強化計画の策定に取り組みます。

## (1) 第3期発展強化計画の策定

組織体制や財政基盤の強化と今後の事業展開の中期的な目標・方針を明確にし、 安定的に活動が継続できる様に第3期発展強化計画を策定します。

## (2) 社会福祉協議会を取りまく動向等の調査、検討

北海道社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会との連携を深め、社会福祉協議会を取りまく動向や新たな制度、先駆的な活動及び時事に応じた課題等について積極的に情報を収集し、その情報を踏まえ本会の具体的な取り組み方策について検討していきます。

#### ① 福祉情勢の把握

北海道社会福祉協議会や北海道社協職員連絡協議会などが主催する講習会や研修会へ役員・職員が積極的に参加し、福祉情勢の把握に努めます。

#### ② 地域課題の把握と他社会福祉協議会との連携

空知管内社会福祉協議会連絡協議会をはじめ、管外を含めた会議、研修などの機会を通じて、地域課題の把握と他社会福祉協議会との連携強化に努めます。

### (3) 人材の育成

職員が各自の職務を的確に遂行できるよう、意識改革と資質向上を図ります。 また、業務に必要な専門知識と幅広い視野を持ち、諸課題へ対応する意欲と能力 を高めながら主体的に実践する人材を育成します。

#### ① 職階に応じた研修の実施

オンライン研修や参集型研修などの外部研修への参加を促進するとともに、経験年数や能力などに応じた役割を担うよう、研修会等に参加し職員の資質向上に努めます。

### ② 各種研修会・講習会等への参加

職務に必要な知識・技能を習得するため、オンライン型やハイブリッド形式を 活用した各種研修会・講習会にも積極的に参加します。

## ③ 職場研修の実施

各課内で職場研修を実施し、日常業務の見直しを行うとともに、個人や職種に 求められる知識及びスキルの習得に努め、職員の資質向上を図ります。

## (4) 財源確保への取り組み

社会福祉協議会に寄せられる会費や寄付金等が、地域団体等への助成や社協の活動財源として地域福祉の推進に大きな役割を果たしているものの減少傾向にあることから、社会福祉協議会の活動について広報紙、ホームページ、パンフレット、イメージキャラクターを活用した効果的な広報活動を行うとともに、商工会議所や商工会等の協力も得ながら会員拡大を図り、貴重な財源の確保に努めます。

#### ① 社協会員加入の促進

社会福祉協議会の活動に対する理解者を増やすとともに、自主財源を確保するため、賛助会員、特別会員、企業会員の募集を積極的に行います。

- ・賛助会費 (個人で賛同された方) 1口 1,000円
- ・特別会費 (法人・事業所・団体など) 1口 5,000円
- ・企業会費 (株式会社・有限会社など) 1口 10,000円

#### ② 共同募金活動の効果的な展開

岩見沢市共同募金委員会と連携を図り、共同募金の役割や使途を明確に伝える PR活動を強化するとともに、法人募金やピンバッジ募金、募金機能付き自動販 売機等の新規協力先の開拓、新たな募金方法の検討を行い、地域福祉を支える共 同募金の増額を目指します。

# 3 社会福祉協議会の活動への理解促進

### (1) 広報活動の充実

社会福祉協議会及び地域福祉への関心と理解がより深まるよう、社協だよりやホームページ、社協のパンフレットやイメージキャラクター等を活用した広報活動を充実させます。

### ① 広報紙「社協だより」の発行

社会福祉協議会の広報紙「社協だより」を年3回発行し、市民に社協の活動内容を理解し興味を持ってもらえるような紙面づくりを行います。

#### ② ホームページを活用した情報発信

各種事業の取り組みや講座開催の情報など、タイムリーな情報提供を行います。

#### ③ イメージキャラクターの活用

社協の事業に対し、子どもから高齢者まで幅広い世代に興味・関心を持ってもらうとともに、社会福祉協議会のイメージアップのため、社協だより、ホームページはもとより、封筒、車用マグネット、キャラクターグッズ等を作成し主催セミナーや各種行事、講座参加者へ配布するなど、広報活動において効果的に活用します。

# 4 日常生活用具の助成・物品貸出事業

### (1) 日常生活用具の助成

愛情銀行の財源を活用した日常生活用具(歩行杖・アイスピック)を廉価で交付します。

## (2) 物品貸出事業

一時的に車椅子が必要な方や福祉教育等に車椅子の貸出を行うとともに、地域の コミュニティ活動や福祉施設におけるイベント等に行事用テントやレクリエーショ ン用具を貸出します。

## 5 施設の適正な管理運営

岩見沢広域総合福祉センターや、引き続き令和6年度から5年間、岩見沢市の指定管理者として管理・運営を行う予定の「岩見沢市高齢者福祉センターふれあい」について、公共施設としての設置目的を踏まえながら、安全で適正な管理運営に努めます。

# 6 福祉サービス事業の推進及び経営の健全化【重点】

当会の介護3事業(居宅介護支援・訪問介護・通所介護)のうち、通所介護事業(栗沢デイサービスセンター)については、岩見沢市より指定管理を受託し運営してきましたが、指定管理期間満了と同時に施設が廃止となるため、令和6年3月末で事業を終了します。

令和6年度からは、居宅介護支援・訪問介護の2事業となりますが、経営改善計画 に沿ってサービス管理体制の強化、業務のスリム化など、運営形態を詳細に検証しな がら、効率的運営や抜本的対策により、経営の健全化を目指します。

各サービス事業においては、引き続き感染症対策を徹底しながら利用者ニーズに沿ったサービスの提供と法令遵守による適正な運営を行うとともに、事業運営に必要な職員数の確保を行うことで、充実した福祉サービスを継続的に提供して高齢者や障がい者の在宅生活を支援します。

# (1) 居宅介護支援事業

利用者及び家族等の相談に耳を傾け、介護サービスの説明やサービス利用の調整を 行い、可能な限り自宅での生活を続けていけるように支援を行います。

医療機関や地域包括支援センターと積極的に連携して事業のPRをすることで、当会の介護サービス事業全体の利用者や収入の増加に繋げます。

### ① 介護サービスの調整

利用者個々の生活状況や課題を把握し、本人のニーズに沿った適切な居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、介護サービスの調整を行います。

### ② 在宅生活継続への支援

地域包括支援センター、医療機関、サービス事業所等と連携を図りながら、利用者が可能な限り在宅生活を継続できるように支援を行います。

#### ③ 虐待ケースへの対応

虐待が疑われるケースは、利用者の人権・尊厳が守られるよう関係機関と連携を図りながら対応します。

### ④ 研修による職員の資質向上

地域包括支援センター等が主催する研修や他法人との合同事例検討会に積極的に参加します。

#### ⑤ 各介護事業所及び医療機関等との連携強化の促進

国が推進する「ケアプランデータ連携システム」について、同システムの構築により事務の効率化や軽減削減を図れるかを昨年に引き続き、市内の事業所や医療機関等と協力しながら情報収集を行っていきます。

## (2) 訪問介護事業

利用者の人権や自己決定を尊重しながら、生活の状態や心身の特性などを把握し、 自立した日常生活が継続できるよう助言し、適切な介護サービスの提供を行います。 また、職員の資質向上を図るため、オンライン研修等も積極的に取り入れ、質の高いサービス提供に努めます。

さらに、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括 支援センター、居宅サービス事業所等との綿密な連携を図り総合的なサービス提供に 努めます。

介護保険や障がい福祉サービスでは対応できない事例についても、保険外サービスにより実施し利用者ニーズに合ったサービス提供に努めます。

#### ① 訪問介護事業

ア サービス提供責任者が定期的に利用者宅を訪問し、利用者や家族等の要望を的確にとらえ、各関係機関と連携を図りながらサービスを提供するとともに、提供するサービスが質の高い評価を得られるようにその向上を図ります。

イ 収入の増加を図り経営を安定させるにはパートヘルパーの増員が不可欠なことから、ヘルパーに必要な介護職員初任者研修の受講費用を一部補助する制度を 継続し介護職員の人材確保に努めます。

#### ② 介護予防·日常生活支援総合事業

利用者の自立の可能性を引き出し、生活意欲を高めながら、介護状態にならないようにサービス提供を行い在宅での生活が続くよう支援します。

## ③ 居宅介護事業

障がいのある方々が可能な限り、自宅で日常生活を営むことができるよう、利用者のニーズに沿ったきめ細やかなサービス提供を行うため、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

#### 4 相談支援事業

ア 障害者総合支援法の理念に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むため に必要な福祉サービスの適切な利用ができるように、本人やご家族の依頼を受 けて心身の状況や環境、利用者及びご家族の希望を勘案し、サービス等利用計 画を作成します。サービスの提供が確保されるように定期的にモニタリングを 行うとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。

イ 一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達状態を的確に把握することで療育に繋げていきます。家庭環境や生活実態を知り、社会的養護等の必要性を感じる場合は速やかに対応します。家庭との連携を密にし、各関係機関と連携を図りながら、適切な保育、医療、教育が総合的に提供されるように支援します。

## (3) 障がい児通所支援事業

岩見沢市や関係機関と連携し「通所支援事業」、「子ども発達支援センター事業」 を実施し、適切な療育を行い、子どもの健全育成、自己肯定感を育てることに努め ます。

また、引き続き感染症対策を徹底し、安全、安心な利用環境整備に努めます。

### ① 通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス)

発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童に対し、定期的な通園を通して、日常生活に必要な能力や集団生活への適応力の発達を促すとともに、保護者の困り事、ニーズを丁寧に拾い、きめ細やかな療育支援提供に努めます。

令和4年度より1日の定員を20名から15名に変更しましたが、少子化や市内の類似施設の整備状況から、令和6年度より更に5名減らし10名に変更を予定しており、結果として一人あたりの事業報酬単価も増額になることから、収支の安定化にもつながる見込です。今後も保育士、理学療法士、作業療法士等の多職種のスタッフで社会福祉協議会の特色を生かしながら、岩見沢市及び近隣市町の療育支援に努めます。

#### ② 子ども発達支援センター事業

三笠市、月形町の委託を受け、発達に遅れや障がいのある乳幼児・児童やその保護者が、日常的に適切な相談指導や療育を受けることができるように各関係機関と連携し、支援に努めます。

# 7 事務局の運営

当会が事務局を担う岩見沢市共同募金委員会及び岩見沢市連合遺族会並びに岩見沢市老人クラブ連合会について、各会の目的に沿った適切な事業運営に努めます。